ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 大阪労働局

Press Release

大阪労働局発表
令和８年 10 月 29 日（木）

【照会先】
大阪労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課
（電話）06-4790-6319

人材ビジネス事業者を利用する医療・介護・保育事業所を対象としたオンラインセミナーの開催について

大阪労働局（局長：蒔苗 浩司）では、11 月 25 日（水）に人材ビジネス事業者を利用する医療・介護・保育事業所向けのオンラインセミナーを開催します。

医療・介護関連施設の従事者や保育士などの採用に当たっては、人材ビジネス事業者を利用した施設事業所等が利用料金等についてトラブルとなるケースがあり、代表的なトラブル事例や、人材ビジネス事業者に対する職業安定法上の規制などについて理解を深めていただくためのセミナーを実施いたします。

（開催の概要）

１　開催日時
令和８年 11 月 25 日（水）14：00～15：15

２　参加方法
Zoom（ウェビナー）によるオンライン方式

３　申込方法
大阪労働局のホームページ申込専用フォームからお申し込みください
(URL) https://jsite.mhlw.go.jp/osakaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/tetsuzuki/seminar_20261125online.html

４　セミナーの内容
◆　人材ビジネス事業者の利用状況について
◆　代表的なトラブル事例について
◆　人材ビジネス事業者に適用される法令上の規制について
◆　求人者に適用される法令上の規制について

厚生労働省 大阪労働局

医療・介護・保育の事業所向けオンラインセミナー

「職業紹介事業者利用の留意事項と求人者の責務」



日　時　２０２６年１１月２５日（水）

14：00～15：15（13：45～入室可）

内　容

＜医療・介護・保育分野の事業所が、労働者の募集にあたり職業紹介事業者を利用する際の留意事項及び求人者が課せられている職業安定法上の義務＞についてご説明します。

（１）職業紹介事業者の利用状況について
（２）医療・介護・保育の3分野における職業紹介事業者並びに求職者及び求人者の間でトラブルが多い事項について
（３）職業紹介事業者に課せられる職業安定法上の義務について
（４）求人者に適用される職業安定法の義務について
ほか

対　象
・職業紹介事業者を利用して労働者の採用を検討している事業所
・職業紹介事業者の利用の有無にかかわらず、労働者の採用を検討している事業所

定　員　３００名程度

開催方式　Zoom（ウェビナー）によるオンライン方式

申込方法　大阪労働局のホームページ申込専用フォームから

問合せ

大阪労働局
需給調整事業部
需給調整事業第二課
〒540-0028
大阪市中央区常盤町１－３－８
中央大通ＦＮビル１４階　06-4790-6319

厚生労働省 大阪労働局



申込方法

1　参加を希望される場合は、大阪労働局ホームページから事前に参加申込用フォームでお申込みください。
詳細は下記の大阪労働局ホームページにてご案内しています。
大阪労働局»労働者派遣事業・有料/無料職業紹介事業・募集情報等提供事業»トピックス

大阪労働局　検索

https://jsite.mhlw.go.jp/osakaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/tetsuzuki/seminar_20261125online.html

2　セミナー当日は「ミーティングに参加する」からウェビナーID・パスコードを入力し、セミナーにご参加ください。

留意事項

1　申込みに当たっては、大阪労働局ホームページ掲載の「オンラインセミナーサービス利用規約」に同意願います。
2　参加申込みがあったことをもって、上記利用規約に同意いただいたとして取扱いますので、ご了承願います。
3　同時接続数に制限がございますので、複数の端末によるオンラインセミナーへの参加はご遠慮ください。複数人で視聴する場合は、１台の端末でご視聴いただきますようお願いします。
4　セミナー受講後、Zoom上のアンケートに回答を入力していただきますようお願いします。本アンケートの回答をもって当セミナーへの参加確認を行いますので、必ず回答していただきますようお願いします。
5　収集した個人情報は適正に管理し、当セミナーの運営にのみ使用いたします。
6　定員に達した場合は参加申込みの受付を終了する場合がありますのであらかじめご了承願います。
7　Zoomアプリケーションのインストールに関すること、通信環境・状況の不具合等については、対応できませんので予めご了承ください。

医療機関や介護・障害福祉施設、保育所・幼稚園などの
求人者の皆さまへ

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の支払いを巡るトラブルが発生しています

令和7年4月1日以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないよう、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されました。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルにつながる可能性があります。

契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。

契約内容に合意できない場合はそのサービスの利用はせず、他の有料職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、ハローワーク等を活用しましょう。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払いを巡るトラブルが発生した場合は、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

トラブル事例

事例1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、そもそも無期雇用の者を募集しており条件に合わないうえ、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示する義務があります。契約する前に、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。
また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者に相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

事例2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか？

まずは事業者との契約内容をご確認ください。求職者のいうとおりにすると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要です。

事例３

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料（6ヶ月間は月5万円）になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。
思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。

事例４

求人募集に当たって、A社の求人サイトを利用していました。その後、直接応募のあった求職者Bを採用したところ、数ヶ月後に、A社から、求職者BはA社サイトの利用者であり、採用報告を怠ったとして、利用料金が請求されました。

求人サイト運営会社の中には、登録者の就職情報を確認して、自社サイトを通じて就職していない場合でも、過去にそのサイトを経由して求職者の情報を得たことがある場合などに料金を請求するケースがあります。支払うこととなるかどうかは個別の契約によりますので、契約前に利用規約や契約書をよく読んで確認しておきましょう。また、利用規約変更の通知があった場合は、必ず確認し、契約の継続の可否を検討してください。
あわせて、違約金規定のあるサイトを通じて連絡があった求職者については、応募があったか否かにかかわらず記録を残しておき、その後の採用に際してサイト運営会社への連絡の要否等を確認するようにしましょう。また、採用に際しては応募から採用までの経路や日程その他の証拠となる履歴を残しておくことが重要です。

「適正な明示がない事業者」や「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」については、相談窓口までご連絡ください。

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

職業紹介事業者または募集情報等提供事業者の利用で利用料金や返戻金、違約金等の支払いを巡るトラブルは
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』までご連絡ください。
受付時間：8時30分～17時15分　（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県労働局

厚生労働省ホームページ

雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）は新たなルールへの対応が必要です
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html
従業員の職場定着など、雇用管理面でお困りの事業主の皆さまへ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html

厚生労働省　ホームページ

厚生労働省は、一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定しています。

厚生労働省は一定の基準を満たした適正な職業紹介事業者を公表し、適正認定事業者には認定マークを付与しています。

- 紹介手数料を職種別に公表している
- 早期離職時（就職後6か月以内）の返戻金制度がある　など

医療・介護・保育分野適正紹介事業者認定制度
特設ウェブサイト（厚生労働省委託事業）
https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/

【認定マーク】



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL080826 需02